

財務省告示第二百二十四号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第五項に規定す  
 る中途換金に係る個人向け国債を買入消却したの  
 で、その国債の名称等を別表のとおり告示する。  
 平成十六年四月二十六日

財務大臣臨時代理  
 国務大臣 亀井 善之

（別表）

合 計	国債の名称	記号	総額	買入価額の
	個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	第二回	総額 面金額の	総額 買入価額の
	〃	第四回	九十六億 一千万三 百円	六十二億 九千万六 千三百八 十四円
			百四十三億 六十二万六 千円	百九十四億 二十四万九 千五百二 百円
			十三億八 万八千二 百円	三十三億 八十七万 八千九百 八十円